

小淵沢エリア振興ビジョン策定等業務委託 仕様書

1 業務名

小淵沢エリア振興ビジョン策定等業務

2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務の目的

本県の新たな価値の創出と持続的な発展につなげるため、小淵沢エリアの高品質化・高付加価値化を図り、世界に誇る魅力的な地へと発展させ、地域の事業者・住民等による持続的な地域振興が実現することを目指す。

そのため、国内外に訴求する小淵沢エリアの「目指すべき姿」を明確化し、地域の事業者や住民・行政などのステークホルダーが連携して取り組む際の指針となるビジョンを策定することを目的とする。

4 業務内容

受託者は、以下の（１）～（４）にかかる調査、及び（５）の業務を行うものとする。

【調査業務】

（１）小淵沢エリアの現状分析等

- ア) 小淵沢エリア振興を推進する背景や意義、目的の整理
- イ) 市民向けワークショップの開催（３回）
- ウ) 観光客に対するニーズ調査
- エ) 小淵沢エリアの現状分析

（２）小淵沢エリアの目指すべき姿（ビジョン）の構想・立案

- ア) 小淵沢エリアの目指すべき姿の提案
- イ) 小淵沢エリアのブランド価値を伝えるコンセプトの作成
- ウ) コンセプトに沿ったキャッチコピーの作成
- エ) 目指すべき姿に対するターゲット層の設定

（３）目指すべき姿を実現するための基本方針・各種施策・ロードマップ等の立案

- ア) 小淵沢エリアの目指すべき姿への課題の洗い出し
- イ) 目指すべき姿を達成するための基本方針及び各種施策の提案
- ウ) 各種施策に対するステークホルダーの役割分担の設定
- エ) 目指すべき姿までのロードマップ及び数値目標の提示

（４）その他上記に付随する調査業務

(5) 小淵沢エリア振興検討委員会の運営支援・ステークホルダーとの調整

- ア) 委員へのヒアリング・事前調整
- イ) 会議資料の作成・説明
- ウ) その他委員会の運営支援

5 成果品

(1) 調査報告書・業務完了報告書

【提出物】

- ① 業務完了報告書
 - ② 小淵沢エリア振興ビジョン
 - ③ 小淵沢エリア振興ビジョン（概要版）
 - ④ 小淵沢エリア振興ビジョン（ポンチ絵版）
 - ⑤ その他（打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）
- ※図書の体裁A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

【納品方法】

- ① 紙媒体カラー版
各種5部（簡易製本可）
- ② ドキュメント類
電子媒体（CD-R）に格納し1部（ファイル形式は、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式〔ワード、エクセル、パワーポイント等〕とする）

【納期】 令和7年3月21日（金）

(2) 著作権

本業務の実施で得られた成果、情報等については、山梨県に帰属する。

6 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (2) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (4) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、

受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

- (5) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (6) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (7) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成16年条例第35号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

【問い合わせ先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（本館3階）

山梨県知事政策局 政策企画グループ

電 話：055-223-1553

F A X：055-223-1776

メールアドレス：seisaku@pref.yamanashi.lg.jp